平成25年11月14日

奈良県知事 荒井 正吾 殿

> 奈良県税制調査会 座長 林 宏昭

# 奈良県産業廃棄物税について(答申)

平成25年11月14日付け税第211号により諮問された下記 事項について、奈良県税制調査会において審議した結果、別添のと おりとすることが適切なものであると認めます。

記

- (1) 奈良県産業廃棄物税の評価について
- (2) 奈良県産業廃棄物税の課税方式及び税率について
- (3) 奈良県産業廃棄物税の使途事業について
- (4) 奈良県産業廃棄物税の見直し規定について

# 産業廃棄物税について (答申)

平成25年11月14日 奈良県税制調査会

奈良県産業廃棄物税は平成16年4月に導入された法定外目的税である。導入にあたっては「経済的手法として『産業廃棄物税』を導入することにより、循環型社会の形成を目指し、産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量等の施策の一層の推進を図ること」を目的とし、課税を行う期間としては「特に定めないが、条例施行後5年を目途として、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要な措置を講ずる」こととされている。

そこで、条例施行後 10 年目を迎える本年、所要の検討を行い必要な措置について提言を行うものである。

### < 産業廃棄物税の評価について>

奈良県内の産業廃棄物排出量は平成 22 年度実績 1,539 千トン (平成 24 年度 推計値で 1,544 千トン)、最終処分量は平成 22 年度実績 74 千トン (同 74 千トン) となっており、平成 17 年度実績のそれぞれ 1,696 千トン、99 千トンから産 業廃棄物排出量は約 9%、最終処分量は約 25%の削減となっている。

他方、再生利用率(平成24年度推計値47.8%)については、平成17年度とほぼ同率で推移しており、全国平均値も下回っている状況にある。

これらの実績から、産業廃棄物税の導入及び使途事業の実施効果としては一 定の成果が得られていると認められるが、なお一層の産業廃棄物の排出抑制、 特に再生利用を図るため、産業廃棄物税及び使途事業は引き続き継続すること が適当である。

※ 産業廃棄物排出量等の動向については、産業廃棄物税を導入していない大阪府からの産業廃棄物の搬入が認められるなど、産業廃棄物税以外に、県内最終処分場の施設数及び埋立容量の減、企業間の取引事情など他の要因も少なからず影響していることが推測される。

### <産業廃棄物税の課税方式について>

奈良県では、最終処分業者特別徴収方式を採用している。その類型である焼却処理・最終処分業者特別徴収方式を採用している県を含めれば、産業廃棄物税を導入している大半の道府県において同じ方式が採用されているが、近隣では排出事業者申告納付方式を採用している県もある。

この排出事業者申告納付方式については、排出抑制のインセンティブがより働くとの指摘もあるが、排出事業者が意識するものは排出コスト全体であり、税額単体の意識の有無によりインセンティブが変わるものではない。むしろ、徴税は簡素であるべきとの原則に立って、引き続き最終処分業者特別徴収方式を採用することが適当である。

※ 排出事業者申告納付方式をとる滋賀県における産業廃棄物の最終処分目的による移動量を 見ると、平成20年度以降、年によって増減はあるもののほぼ横ばいとなっている。

### <産業廃棄物税の税率について>

奈良県では、産業廃棄物税の税率を 1 トンあたり 1,000 円としており、これは、産業廃棄物の排出抑制を推進するという観点と、産業廃棄物の他府県への流出入を抑制するために考慮する必要がある他府県税率とのバランスの観点から決められたものである。

※ 導入当初より「特定事業を実施するための所要財源の確保の観点」は重視しないこととされ、 総務省との協議においても財政需要については特段の見込みは立てていない。

税収は逓減(毎年前年比1割程度縮小)しており、平成21年度からは使途事業費が税収を上回る状況となっている。そのため、税率の引き上げについても検討の余地はある。他方、産業廃棄物の排出抑制の観点からは現在も一定の効果が認められること、他府県との均衡に配慮が必要であること、現時点でもなお過去の税収からなる基金積立金の残額があること等を考慮すると、税率は現行のまま据え置き、今後5年間において税収と基金積立金の範囲内で使途事業費を賄うべく、使途事業の見直しを行うことが適当である。

### <産業廃棄物税の使途事業について>

産業廃棄物税の使途事業費の実施効果については一定の効果が認められるが、 平成21年度以降は、使途事業費が税収を上回り、これを賄うために基金積立金 の一部を充当している状況である。

このため、税率の検討において指摘したとおり、使途事業については、その事業費が今後5年間で税収総額と基金積立金を上回ることがないよう見直しを行うべきである。その際には、産業廃棄物の抑制効果を定量的に把握し、効果的な使途事業に重点化すべきである。特に、県直轄の研究開発や植栽等の一般的な啓発事業など、直接的な効果が明らかでないものについては、使途事業から除外することが適当である。

# <産業廃棄物税の見直し規定について>

上記のとおり、税収と使途事業費について 5 年間でバランスさせることを踏まえ、5 年後には再び検討を行い必要な措置を講ずることが適当である。その際、 当調査会で議論された、産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量を一層促進するための仕組みについても併せて検討することが適当である。